

富山県 21 世紀の森
指定管理者 募集要項

令和 7 年 8 月

富山県農林水産部森林政策課

目 次

A 公の施設に関する事項

- 1 施設概要..... p 1
 - (1) 名称 p 1
 - (2) 所在地 p 1
 - (3) 設置目的・管理運営方針等 p 1
 - (4) 施設の概要 p 1
 - (5) 設備・備品の内容 p 1
 - (6) 利用状況等 p 1

B 募集に関する事項

- 1 募集の趣旨..... p 2
- 2 条件等..... p 2
 - (1) 申請資格（指定管理者に求める資格要件） p 3
 - (2) 指定管理者が行う業務の範囲内容 p 3
 - (3) 管理の基準 p 3
 - (4) 指定期間 p 4
 - (5) 県が支出する指定管理料の上限 p 4
 - (6) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担 p 5
 - (7) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について.... p 6
 - (8) 定期報告書（月報）の提出 p 6
 - (9) 事業報告書（事業年度報告書）の提出 p 7
 - (10) 事業評価..... p 7
 - (11) 県による調査指示等..... p 8
 - (12) 県による指定管理者に対する評価..... p 8
 - (13) 監査委員及び包括外部監査人による監査..... p 8
 - (14) 施設管理の継続が適当でない場合における措置 p 8
 - (15) 自主事業の実施について..... p 9
- 3 応募選定手続き.....
 - (1) 募集 p 9
 - (2) 申請方法 p 9
 - (3) 質疑応答 p 1 1
 - (4) 説明会の開催について p 1 2
 - (5) 審査方法及び審査基準 p 1 2

C 指定管理者の指定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の指定 p 1 5
- (2) 協定の締結 p 1 5

D その他

- (1) スケジュール p 1 6
- (2) その他留意事項 p 1 6
- (3) 配付資料 p 1 6

別紙 21 世紀の森設備・備品一覧表 富山県 21 世紀の森 指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称 富山県 21 世紀の森

(2) 所在地 富山市八尾町杉ヶ平南平 16-8

(3) 設置目的・管理運営方針等

富山県 21 世紀の森は、優れた自然の風景地において、青少年に森林とのふれあいの場を確保し、もって青少年の心身の健全な発達に資することを目的として設置されたものです。

(4) 施設の概要

① 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

② 敷地面積 450,000 m²

③ 建物面積 478 m² (1F:357.32 m²・2F:120.5 m²)

④ 施設内容 ○森林学習展示館

事務室：25 m²、会議室：61 m²、器具倉庫：38 m²、便所

ボイラー室：29 m²、展示室：178 m²

電気：北陸電力

○屋外

木の実の森、きのこの森、山菜の森など：5.7ha

遊歩道：5,172m

(5) 設備・備品の内容

別紙「21 世紀の森設備・備品一覧表」を参照して下さい。

(6) 利用状況等

過去の利用者数

年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
利用者数（人）	2,313	2,646	2,427

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

富山県21世紀の森において、優れた自然の風景地において青少年に森林とのふれあいの場を確保し、青少年の心身の健全な発達に資するため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下「手続条例」という。）に基づいて、指定管理者候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

（１） 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

① 法人等の団体であること

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）

② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次に掲げるア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。

④ 手続条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥ 県内に主たる事務所（本社・本店）を置き、又は置こうとする者（注）であること。

（注）この場合、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出する日までの間で、県が指定する期日までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

- ・ 上記の資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

す。

- ・ 共同体で申請する場合は、上記要件①～⑤については、共同体のすべての構成員が満たす必要があります。⑥（事務所の設置要件）については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

（２） 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添「仕様書」を参照）

① 21世紀の森の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 21世紀の森の利用の承認に関する業務

③ その他別添仕様書に記載する業務

- ・ 指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

（第三者への再委託）

- ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

（法令等の規制及び国・県等の指針・計画等）

- ・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・ 説明会において必要な資料を配布し、説明します。

（３） 管理の基準

① 休館日（森林学習展示館）

（i）木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

（ii）12月1日から翌年の3月31日までの日

ただし、積雪の状況により休館日を変更する場合があります。この場合は、予め県の承認を得ることとします。

② 開館時間 午前9時から午後4時30分まで

③ 管理の基準に関する提案について

- ・ 上記（３）①、②で定める管理の基準を上回る基準（開館時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ・ ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は（５）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・ また、上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- ・ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、行

政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。

- ・ 手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

- ・ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間

3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）

(5) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年度	令和8年度～10年度の合計額
指定管理料の上限額	16,407千円

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。（別紙様式第6号）
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・ 上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）

(参考) 過去3年間の管理経費

年 度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
管理経費（千円）	4,797	4,606	5,437
内訳：人件費	3,582	3,507	3,826
光熱水費	175	196	308
委託費	126	127	127
維持管理費	848	712	1,076
イベント開催費	65	61	98

② 指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・ 年間の指定管理料の支払は、次のとおり3回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4 月	10 月	4～5 月
支出額	年度の委託額 40%	50%	10%

- ・ 指定管理料は精算する必要はありません。

③ 留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、

県と指定管理者が協議して対応を決定します。

- 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。

(修繕について)

- 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、次に掲げる上限額未満の修繕については、指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

年 度	R8年度	R9 年度	R10 年度
上限額 (千円)	89	89	89

- 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- 上限額以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数 (上限額未満のもの)

年 度	R4年度	R5年度	R6年度
件 数	1件	1件	0件
支出額	86千円	86千円	－
主な 修繕内容	壁紙・フロアシート 補修	屋根修繕	－

(備品購入について)

- 公の施設の備品(富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう)については、県が購入することとします。
- 指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとしします。

(6) 指定管理者と県とのリスク(役割)分担

- リスク(役割)分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕(上限額未満のもの)	○	
施設の大規模な修繕(上限額以上のもの)・備品の購入(※1)		○

施設に係る各種保険への加入（※２）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※３）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※４）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※５）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（指示等）

（※１）上限額以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※２）施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

（※３）施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※４）天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※５）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

（７） 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

（８） 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。（休館期間12月～3月を除く）

① 報告書の記載内容

- ア 森林学習展示館入館者数（実績、前年度同月実績、対前年比を記載）
- イ イベント・各種教室の実績（実施時期、対象、参加人数、内容を記載）
- ウ 利用者等からの苦情及びその対応状況及び施設の安全管理のために実施した取組み
- エ その他施設の利用状況に関する必要事項

② 提出期限

翌月10日まで

③ 提出方法等

森林政策課へ1部提出

- ※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(9) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び書類

ア 施設管理業務

- ・再委託業務の実施状況

(記載例)

再委託業務内容	再委託業者	(選定方法)	契約額
計	〇件		〇円

- ・修繕実施状況（件数、内容、金額）
- ・燃料等の使用実績（電気、水道、ガス、灯油、重油等の使用実績及び支払額）

イ 企画事業

- ・仕様書に定めた業務で施設管理以外の業務の実施状況

ウ 自主事業

- ・指定管理者が実施した自主事業の実施状況

エ 安全対策の実施状況

- ・施設の安全管理上、特に実施した取組み（繁忙期における巡視体制の強化、施設設備の定期的な安全点検など）等
- ・募集要項等で避難訓練の実施や安全対策マニュアルの作成を定めている場合、これらの取組み状況等

オ 利用者からの要望や苦情とその対応状況

カ その他、管理の業務の実施状況

- ・利用促進、地域との連携、指定管理者の職員研修など管理の業務に関して実施した事項等

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③ 提出方法等

森林政策課へ1部提出

(10) 事業評価

- ・指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(11) 県による調査・指示等

- ・県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し

て、地方自治法第244の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(12) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者数・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|---|

(13) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(14) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記（11）の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(15) 自主事業の実施について

- 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
 - 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
 - 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと
 - 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
 - 自主事業を行う場合においても施設使用料は県の収入として納めること（その他の部分については指定管理者の収入としてよい）。なお、利用料金制をとっている場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること
- 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること。
（＊目的外使用許可の状況がわかる資料を添付すること。）

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配布期間

令和7年8月27日から令和7年9月8日

② 配布場所

富山県農林水産部森林政策課森づくり推進係

〒930-0004

富山市桜橋通り5-13

電話：076-444-3389 FAX：076-444-4428

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当っては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 申請書 (別紙様式第1号)

イ 事業計画書 (別紙様式第2号)

ウ 納税証明書 (富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式)

※法人にあっては法人の、法人格を有していない団体等については、その代表者について、提出してください。

エ 誓約書 (別紙様式第3号)

オ 収支計算書（別紙様式第6号）

カ 法人等の役員名簿（別紙様式第7号）

キ 定款、寄附行為その他これに準ずるもの

ク 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

ケ 申請書を提出する日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）

コ ケの書類を作成していない場合は、法人（団体）の事業及び財務の状況を明らかにした書類

サ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

（共同体で申請する場合は、上記の他、次の i ～ iv の資料を提出してください。また、上記ア～サについては、全ての構成員について提出してください。）

i. 共同体の構成員及び代表者がわかる書類

ii. 共同体の協定書

iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類

iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

② 提出部数（紙提出の場合） 12部（正本1部、副本11部）

③ 申請先及び申請方法

• 次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。

（申請書提出先）

富山県農林水産部森林政策課森づくり推進係

〒930-0004

富山市桜橋通り 5-13

電話：076-444-3389 FAX：076-444-4428

• オンラインの場合、次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「ウ 納税証明書」及び「ク 法人の登記事項証明書」は原本を郵送または持参してください。電子メール送信後は必ず、到達確認のお電話をお願いいたします。

（電子メール）

ahsinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp（森林政策課代表アドレス）

④ 申請書提出期間

• 令和7年10月7日（火）8時30分から令和7年10月14日（火）17時まで

• 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の17時までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

（指定管理候補者選定までの著作権）

• 申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

（指定管理候補者の選定後の著作権）

又は電子メールにて提出して下さい。提出先は（２）③申請書提出先と同じです。なお、各説明会の参加者は１団体につき２名までとします。

- ・説明会参加申込書には、申請団体名（共同体で申請する場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス及び参加者の所属、氏名を記載して下さい。
- ・募集要項の配布状況によっては、説明会の開催を省略する場合があります。

（５） 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・指定管理者の選定に係る審査については、「林業普及教育施設指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

- ・審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第４条第１号)	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第４条第２号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	20
	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか ※1 f DXによるサービスの向上が工夫されているか g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか	20
	【利用の増加】 h 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか i 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか ※1	10
	計	50

3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点) = (最低提示額) / (申請者の提示額) × (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点 30 = 26.666 ⇒ 26.7	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 20
	計	20
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※2 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	12
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか ※3 e 職員の指導育成、研修体制は十分か	18
	計	30
合 計		100%

※1 主たる事務所が県外にある民間企業等の評価に当たっては、次の点を考慮して評価すること。

- ・指定管理施設の所在する地域における日常的な活動を通じて、地域のニーズを十分に把握しているか
- ・指定管理施設の所在する地域の経済団体や公益団体に参画している場合には、そのネットワークを活用した利用促進等が期待できるか

※2 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限であると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等にかかわらず、同等の評価とすること。

※3 主たる事務所が県内にある民間企業等と県外にある民間企業等が競合する場合、指定管理施設内の体制のみではなく、例えば、緊急時において主たる事務所からの迅速な応援が期待できるかなども含めて評価すること。

③ 審査結果

- ・審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目	1 県民の平等な 利用の確保	2 施設の効用の 最大限の発揮	3 施設の効率的 な管理	4 公の施設の管理を適 正かつ確実に行うた めの財産的基礎及び 人的構成	合計
申請者					
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
 - ①指定管理者が行う管理の業務の内容
 - ②指定管理者が行う管理の基準
 - ③権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
 - ④県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
 - ⑤事業報告等に関する事項
 - ⑥県と指定管理者の責任分担に関する事項
 - ⑦指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑧指定期間満了時等における原状回復義務
 - ⑨指定管理者の損害賠償義務
 - ⑩管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
 - ⑪管理の業務に関する情報公開に関する事項
 - ⑫指定管理者の名称等の変更の届出
 - ⑬その他、必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

8月27日	募集要項等の公表
8月27日～9月8日	募集要項等の配布
9月11日	説明会・現地説明会の開催
9月16日～22日	質問の受付
9月29日	質問の回答
10月7日～10月14日	申請書受付期間
10月下旬	(一次選考結果発表：実施する場合のみ)
10月下旬	二次選考
11月上旬	指定管理候補予定者の選定（二次選考結果発表）
11月上旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者と協定の締結
令和8年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配布資料

- ・当募集要項
 - ・仕様書
 - ・指定申請書（様式第1号）
 - ・事業計画書（様式第2号）
 - ・誓約書（様式第3号）
 - ・質問書（様式第4号）
 - ・現地説明会参加申込書（様式第5号）
 - ・収支計算書（様式第6号）
 - ・法人等の役員名簿（様式第7号）
 - ・富山県 21 世紀の森周辺図及び森林学習展示館施設図
 - ・施設パンフレット
- } 様式集

問い合わせ先
富山県農林水産部森林政策課
森づくり推進係（事務担当：高橋）
TEL 076-444-3389, FAX 076-444-4428
Mail ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp

(別紙)

富山県21世紀の森 設備・備品等一覧表

R7.3.31現在

物品番号				付属品 番号	品名 規格	取得 年月日	現在 数量	単価	金額
所属	類別	品目	連番						
1603	07	02	0010	00	防犯カメラ設備一式 三菱NC-7800（カメラ）、NR-5000	H29.6.30	1	414,720	414,720
1603	07	02	0010	01	屋外固定カメラ	H29.6.30	6	119,880	719,280
1603	07	03	0003	00	映写機 エルモGS-1200ステレオ8m/m	S57.12.3	1	229,500	229,500
1603	26	01	0002	00	植物化石標本	S60.3.29	1	13,800	13,800
1603	26	01	0003	00	岩石標本	S60.3.29	1	128,000	128,000
1603	26	01	0004	00	土壌標本	S60.3.29	1	11,300	11,300
1603	26	01	0005	00	昆虫標本	S60.3.29	1	52,000	52,000
1603	26	01	0006	00	動物化石標本	S60.3.29	1	21,800	21,800